

令和7年度 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和7年6月5日(木) 10:00~12:00

場所 市役所本庁舎6階第1会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委嘱状交付(市民生活部長)

3 あいさつ(市民生活部長)

4 委員自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出について

6 議 事

(1)報告事項

- ① 鳥取市市民自治推進委員会について 【資料1】
- ② 活動計画(案)について 【資料2】
- ③ 「協働のまちづくり」の取組について 【資料3】
- ④ 市民まちづくり提案事業について 【資料4】

(2)協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業(自主事業部門)審査会委員の選出について 【資料4】

(3)その他

7 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【R7.4.1～R9.3.31】

(50音順)

| 氏名 | 所属等 | 区分 |
|--------------------|--------------------------------|-----------|
| あだち ゆき 安達 由紀 | 公募委員 | 公募による者 |
| いながき ひろき 稲垣 宏樹 | 公募委員 | 公募による者 |
| こうだ しの 甲田 紫乃 | 鳥取環境大学環境学部准教授 | 学識経験のある者 |
| さとう まさし 佐藤 匡 | 鳥取大学地域学部准教授 | 学識経験のある者 |
| しみず あやこ 清水 綾子 | 鳥取商工会議所 地域・経済振興部 経済振興課 課長補佐 | 民間団体に属する者 |
| じょうの かすみ 城野 和実 | (社福)鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課 課長 | 民間団体に属する者 |
| すすき つたお 鈴木 伝男 | 公募委員 | 公募による者 |
| つばき よしひろ 椿 善裕 | (公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員 | 民間団体に属する者 |
| なかがわ げんよう 中川 玄洋 | (特非)bankup 代表理事 | 民間団体に属する者 |
| にしはら まきお 西原 牧夫 | 鳥取市自治連合会 副会長 | 民間団体に属する者 |

鳥取市市民自治推進委員会の概要について

1 | 概 要

鳥取市市民自治推進委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、鳥取市自治基本条例^{*1}の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりをより一層推進するために、以下の事項について必要な調査及び審議等を行う機関です。

- (ア) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項
 - ・ 市が行う参画と協働の取組に関すること。
(公民連携デスク、公民館の幅広い活用、地域組織のあり方検討、NPO・市民活動の促進について 等)
 - ・ 協働のまちづくりガイドライン^{*2}に関すること。
 - ・ 市民活動表彰者の選考に関すること。
- (イ) 鳥取市自治基本条例の運用及び見直しに関する事項
 - ・ 自治基本条例に基づく施策の運用状況に関すること。
 - ・ 自治基本条例の見直しの検討に関すること。
- (ウ) その他自治の推進に関する事項
 - ・ 参画と協働のまちづくりフォーラムの企画・運営に関すること。
 - ・ 参画と協働のまちづくりの推進にかかる意見書に関すること。

2 | 委員構成

学識経験のある者、民間団体に属する者及び公募による者により 10 人以内で構成します。

3 | 委員の任期・報酬等

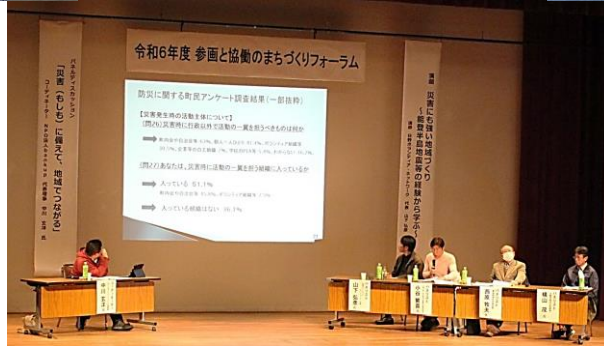
- (1) 委員任期 委嘱日から 2 年間（補欠委員の任期は前任者の残任期間、再任可能）
* 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 委員報酬 7,000 円/回
- (3) 開催頻度 4～6 回/年
(2 時間程度/回、原則平日の日中に開催、開催には委員の半数以上の出席が必要)

^{*1} 本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、市民の権利、役割及び責務や市の役割及び責務を定め、「協働のまちづくり」を推進することにより、豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

^{*2} まちづくりの基本的な考え方をまとめた「協働のまちづくり基本方針」に基づき、協働のまちづくりを推進するために本市が今後 5 年間に取り組む事項をガイドライン（取組指針）としてまとめたものです。（取組期間：令和 4 年度～令和 8 年度）

第9期（令和7年度～令和8年度） 市民自治推進委員会 活動計画（案）

| | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | | |
|---|-----------------------|-------------|--------|------|-----------------------|-------|----------|------|----|
| | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | |
| 委員会開催月目安 | ① | ② | ③ | ④ | ① | ② | ③ | ④ | |
| 委嘱状の交付、委員長の選出 | ● | | | | | | | | |
| 活動計画の確認 | ● | | | | ● | | | | |
| 市民まちづくり提案事業（自主事業部門）審査会委員の選出 | ● | | | | ● | | | | |
| 市民活動表彰者の選考 | | | ● | | | | ● | | |
| 参画と協働のまちづくりフォーラム（啓発事業） | | 実施時期・方向性の決定 | | | | 準備・実施 | | | |
| ガイドラインの進捗確認 | | ● | | | ● | | | | |
| 委員会意見書の提出 | | | | | | | 内容の検討・作成 | | 提出 |
| 自治基本条例の逐条解説に関する こと | | ● | | | | | | | |
| 参画と協働のまちづくりの推進に関する事項に関する こと （公民連携デスク・地区公民館・地域活動団体への支援等） | 随時検討（必要に応じて小委員会設置を検討） | | | | 随時検討（必要に応じて小委員会設置を検討） | | | | |



鳥取市の 「協働のまちづくり」の取組について

「協働のまちづくり」 「鳥取市自治基本条例」 「まちづくり協議会」
「地区公民館」 「公民連携デスク」

1 | 協働のまちづくりとは？

「協働のまちづくり」とは

市民と市が互いの活動や特性などを尊重し、共通の目的の達成に向けて、それぞれの役割や責務などを果たしながら互いに協力してまちづくりを行うこと。



公共的課題の解決・地域の実情に合わせたまちづくりに取り組むことによって
豊かな地域社会を創造を目指します。



平成20年は『協働のまちづくり元年』

まちづくりを行うための基本ルール「鳥取市自治基本条例」を施行し、（平成20年10月1日）
「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進しています。

「鳥取市自治基本条例」

本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。

・本市の自治の基本理念を明らかにし、市民及び市の権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進し、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

・制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて活きた条例となります。

・フォーラムの開催や市報・ホームページでの広報のほか「協働のまちづくり基本方針」及び「協働のまちづくりハンドブック」の作成・説明等を行い、様々な機会でも周知を図っています。

「市民自治推進委員会」

市民自治推進委員会は、鳥取市自治基本条例に基づいた本市の附属機関として平成20年に設置されました。

－ 主な役割 －

・参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項の調査、審議

・自治基本条例の適切な運用及び見直しに関する事項の調査、審議

（これまでに4回の見直しを実施）



鳥取市自治基本条例は、各条項が本市に相応しく社会情勢に適合したものであるかどうかを、施行の日から4年を超えない期間ごとに検討することとしています。

① 市長からの諮問

② 委員会での議論

③ 市長へ答申

これまでの見直しの経過

進行中

1回目の見直し

諮問：平成24年9月



委員会での議論



答申：平成25年3月

答申をふまえた条例の一部改正案を作成し、平成25年9月に市民政策コメントを実施し、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案・可決され、平成26年4月1日に施行されました。

2回目の見直し

諮問：平成29年1月



委員会での議論



答申：平成29年3月

条例の各条項は本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであったため、条例改正は行いませんでした。

3回目の見直し

諮問：令和2年4月



委員会での議論



答申：令和2年8月

答申をふまえた条例の一部改正案を作成し、令和2年10月に市民政策コメントを実施し、令和3年2月議会において条例の一部改正案を提案し・可決され、令和3年4月1日に施行されました。

4回目の見直し

諮問：令和6年2月



委員会での議論



答申：令和6年8月

答申の趣旨を踏まえた一部改正案を作成し、令和7年4月に市民政策コメントを実施し、令和7年6月議会へ条例の一部改正案を提案する予定です。

3 | 協働のまちづくりの推進

(1) 推進体制の整備



「協働のまちづくり推進本部」の設置

市民と行政による「協働のまちづくり」の推進を図ることにより、市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら、心豊かに、安心して暮らせる地域社会を築くことを目的に、市長を本部長として設置し、全庁的に協働のまちづくりを推進する体制を整備しています。



地域アドバイザー派遣事業の実施

「協働のまちづくり元年」から約10年が経過し、社会環境の変化により、地域のニーズも多様化、複雑化していることをふまえ、令和2年度から、地域の実情に応じて専門的な知識・経験を有する人材（アドバイザー）を地域に派遣する「地域アドバイザー派遣事業」を設けています。

取組事例 コミュニティ計画の見直し会議（令和2年度・湖南地区）

まちづくり協議会のこれまでの効果検証とコミュニティ計画の改訂を目的とした「住民アンケート」の実施に向けて、地域アドバイザーからの助言をいただきながら今後の事業方針を協議しました。

これまでの取り組み
～コミュニティ支援チーム～

平成31年度までの間、市職員による「コミュニティ支援チーム」を編成し、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働のまちづくりを進める取組を実施しました。

協働のまちづくり元年から10年以上が経過し、社会環境の変化により、地域のニーズも多様化、複雑化をふまえ、令和2年度以降は「地域アドバイザー派遣事業」に変更しました。



(2) まちづくり協議会の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織をいいます。（協働のまちづくりガイドラインより）

平成20年4月から全61地区に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会が行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、市内**全61地区**で「まちづくり協議会」が設立され、各地区の「地域コミュニティ計画」に基づく地域力向上の取組が進められています。

本市では、各まちづくり協議会へ「協働のまちづくり支援宣言」を行い、さまざまな支援を実施しています。

まちづくり協議会 への支援

人的支援の充実

まちづくり協議会を設立し、事業展開を行う地区には、事務局となる公民館に職員を増員して配置しています。また、まちづくり協議会が地域組織のあり方や地域コミュニティの活動の見直し、活動課題の洗い出し等について検討する際に、専門知識を有する民間アドバイザーを派遣する「地域アドバイザー派遣事業」を実施しています。

財政支援の強化

まちづくり協議会の設立に取り組む多くの皆さんからいただいた意見を踏まえ、地域コミュニティのより一層の充実・強化を図り、地域が効果的に事業を実施できるよう、地域運営組織活動支援事業交付金制度を設けています。



(3) 地区公民館を拠点としたまちづくり

本市では、自治基本条例で地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけており、これに基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。

平成20年度

地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました（現在の協働推進課）。

地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制（館長1、主任1、主事1名）に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

令和5年度

「地区公民館の設置及び管理に関する条例」を制定

地区公民館をより幅広いニーズに柔軟に応える施設とすることで、地域の活性化、生涯学習事業の充実等につなげることや、福祉、防災などの地域課題の解決等が図られるように、令和5年12月の市議会において地区公民館の新たな条例を制定しました。

令和6年度

地区公民館の利用制限を緩和

利用制限を緩和し、地区公民館を利用できる対象範囲を拡大しました。
複数地区での合同事業の開催や、民間事業者等への貸出、営利活動など、新しいニーズに応えることができ、地区公民館を拠点として、これまで以上に多様な主体とつながることにより、地域課題の解決や新たな魅力の創出などにつながることが期待されます。



(4) 協働のまちづくりガイドラインの策定

平成20年度を「協働のまちづくり元年」と位置付け、「協働のまちづくり基本方針」に沿って、各種方針を策定して取組を推進してきましたが、社会情勢や地域を取り巻く環境が変化し、見直しを検討する時期を迎えています。本市では、「協働のまちづくり基本方針」に基づき、協働のまちづくりを推進するために本市が今後5年間に取り組む事項の取組指針として、令和4年3月に「協働のまちづくりガイドライン」を策定しました。（取組期間：令和4年度～令和8年度）

現状と課題をふまえ、現在取り組んでいる「地域組織のあり方検討」や「テーマコミュニティとの協働」などの継続を前提として、令和8年度までの5年間に推進していく取組を5つの視点（柱）で整理しました。

また、社会情勢等の変化や新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じてガイドラインの見直しを行うこととしており、令和6年度には見直しを行いました。

柱1

【地域コミュニティ活動の支援】

まちづくり協議会や町内会などの地域コミュニティの活動を支援し、地域の実情に合った持続可能な地域づくりをめざす

柱2

【テーマコミュニティ活動の支援】

市民活動団体やNPO法人などの様々なテーマで組織するコミュニティの活動を支援し、魅力と活力ある社会をめざす

柱3

【ボランティア活動の支援】

個人や企業も含めたボランティア活動（社会参加）を支援し、地域共生社会をめざす

柱4

【市政運営の課題解決につながる活動への支援】

市と市民等との協働によって市政運営の課題解決や市民サービスの向上をめざす

柱5

【持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）】

柱1～4の取組が促進されるように基盤となる環境・体制を整える



(5) 公民連携デスクの開設

1 目的

私たちを取り巻く環境が大きく様変わりする中において、市民の皆様へ質の高い行政サービスを提供していくためには、多くの皆様の力や知恵をいただきながら市政運営を進めていくことが重要なため、民間事業者の皆様が蓄積しておられる技術や発想などによる優れたご提案をいただき、本市と一緒に取り組むことで、市政課題の解決や、市民生活の充実、まちの新たな価値の創出などにつなげていこうとするものです。

2 提案内容

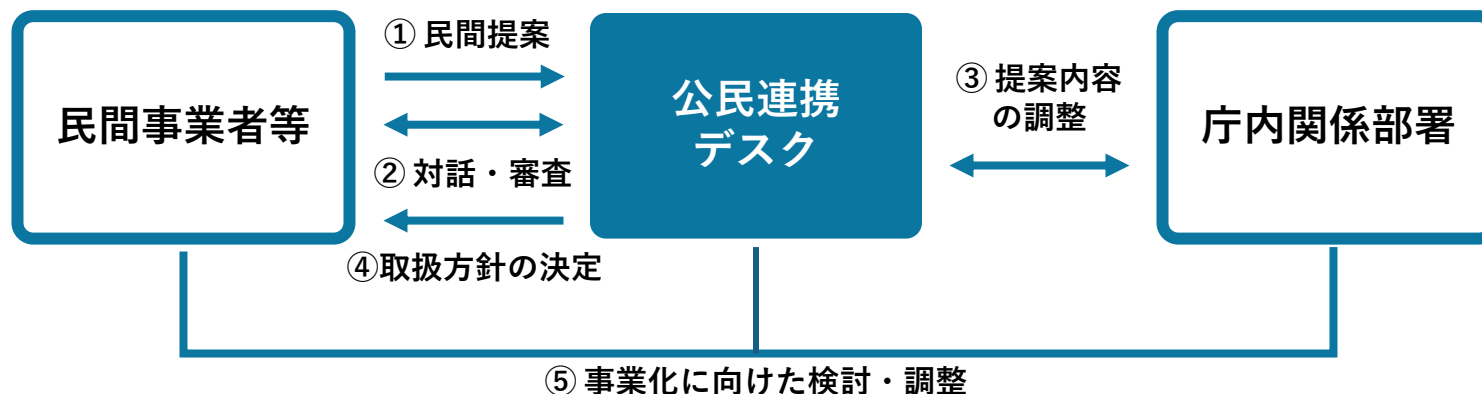
次の項目に寄与し、提案者自らが事業化することができるもの

- ・市民ニーズや地域課題への対応につながる
- ・合理的で質の高い行政サービスの提供やコスト削減につながる
- ・まちの新たな価値を創出する など

※ 特定の個人や団体のみが利益を受ける内容や単なる営業目的の内容は受付対象外

3 提案者の条件

提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する企業、法人、個人事業主又は任意団体





(5) 公民連携デスクの開設

4 これまでの受付実績

| 対応区分 | 合 計 | 年度別件数 | | |
|-----------------------------------|-----------|--------------|--------------|--------------|
| | | 令和4年度 受 付 | 令和5年度 受 付 | 令和6年度 受 付 |
| | 34 | 7 | 12 | 15 |
| 確認中 (提案内容を確認中の案件) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 調整中 (取扱方針を調整中の案件) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 協議案件 (事業化に向けて検討する案件) | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 引継案件 (担当部署の既存制度で検討中の案件) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審査案件 (課題があり庁内審査を要する案件) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 相談案件 (現時点で事業化の可能性が低い案件) | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 対象外 (募集要項の要件を満たさない案件) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 提案実現 (提案の全て、もしくは一部が実現した案件) | 6 | 3 | 2 | 1 |
| 断念・その他 (事業化を断念した案件など) | 22 | 4 | 10 | 8 |

令和7年3月31日時点

鳥取市市民まちづくり提案事業について

目 的

地域の課題解決やまちの活性化等のために市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を支援することにより、市民活動を活性化し、もって市民と行政の協働のまちづくりを推進する。

<自主事業部門>

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(自主事業部門)審査会で審査

審査委員：5名以内（鳥取市市民自治推進委員から1名）

委嘱期間：委嘱日から令和8年3月31日まで

| | |
|-------------------------|---|
| 趣旨・内容 | 地域課題の解決やSDGs 17の目標達成のために取り組む事業その他住みやすいまちづくりのために取り組む事業であって、提案者が自ら企画し、実施するもの |
| 助成上限額 | 10万円 |
| 助成率 | 1回目：10分の10、2回目：5分の4、3回目：4分の3 |
| 対象者 | 市民活動拠点アクティブととりに登録する市民活動団体 |
| 助成件数 | 予算の範囲内（令和7年度：3件程度） |
| 実績 (助成団体数 /申請団体数) | 自主事業部門 令和4年度 3団体/4団体 令和5年度 4団体/5団体 令和6年度 3団体/4団体 |
| 令和6年度 支援事業 | ・多言語国際交流サポートTIA TIA設立20周年記念イベント「話して 知って 手をつなごう」 ・EN+ER企画 第2回 合唱団維音-いと-コンサート 楽SING! ・国際交流サークルlicotto 食を通じて異文化体験 ○○パーティーにイコット |

<協働事業部門>

別途設置する審査会（該当する行政課題を担当する管理職員等で構成）において審査

| | |
|-------------------------|--|
| 趣旨・内容 | 市が示す行政課題の解決のため団体等が企画立案する事業であって、市と協働で実施することにより、より効果が期待できるもの |
| 助成上限額 | 行政課題ごとに定める額 |
| 助成率 | 10/10 |
| 対象者 | 市民活動団体、事業者等 |
| 実績 (助成団体数 /申請団体数) | 令和4年度 ①公共施設を活用した脱炭素の取組啓発 1団体/1団体 ②日本遺産を生かしてまちを元気に 1団体/1団体 令和5年度 実績なし 令和6年度 多様な主体で取り組む熱中症対策の取組 1団体/1団体 |

※ 「協働事業部門」について、令和7年度は実施を予定していません。なお、他市において公民連携窓口で行政課題（テーマ）を掲示し、提案を受け付ける体制を整備している事例もあることもふまえ、見直しを検討します。